

役員報酬及び旅費に関する規定

社会福祉法人温和会

役員報酬及び旅費に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人温和会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条に定める役員の報酬について規定するものとする。

(範囲)

第2条 この規定では、次の事項について定める。
(1) 役員報酬
(2) 役員旅費

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、当法人経理規定によるものとする。

2 役員報酬及び役員旅費は、本部会計から支出するものとする。

(役員報酬)

第4条 役員報酬は、役員が理事長の招集に応じ理事会に出席したときは、その出席日数一日につき、11,000円を支給する。

2 監事が会計監査のために出席したときは、その出席日数一日につき11,000円を支給する。

(役員報酬の支払)

第5条 役員報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅費)

第6条 旅費は、当法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

附則

この規定は、平成30年6月から実施する。